

処理事例 16 苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの

苦情申立て対象機関	福祉部こども室児童福祉課		
苦情申立ての内容	<p>児童手当法に定める支給要件児童の父母の85%が受給できるよう設定された同法の所得制限限度額を、乳幼児等医療費助成制度の助成要件に準用していることは根拠がない。</p> <p>また、子どもの権利条約など、子どもを大切にしようという機運が高まっている中、親の所得によって子どもの受けるサービスに差が出ることは、子どもに対する差別であるから、乳幼児等医療費助成制度の所得制限を撤廃してほしい。</p>		
調査結果等	<p>オンブズマンは、平成20年8月14日に申立人との面談を終えた後、平成20年8月28日に児童福祉課から状況をお聴きするとともに関係資料を提供いただきました。</p> <p>児童福祉課によると、乳児に対する医療費助成制度は、昭和48年8月1日に兵庫県が創設したのがはじまりですが、実際には兵庫県下の各市町が同制度を運用し、助成額と同額の補助金を兵庫県から受け取る仕組みになっていることから、兵庫県の制度を基本としながら、発展してきた経緯があり、市においても、昭和48年8月1日から「明石市乳幼児等医療費の助成に関する条例」を施行して以降、義務教育就学前児童の所得制限や保護者負担金を撤廃したり、助成対象を小学校6年生まで拡大するなど、市の独自の施策として制度の拡充に取り組んできたとのことでした。</p> <p>オンブズマンは、兵庫県の要綱においても市の条例においても同制度の助成対象は乳幼児等の保護者であることから、乳幼児等の扶養義務は第一義的に保護者にあると考えます。</p> <p>また、「子どもの権利条約」（「児童の権利に関する条約」）には、子どもを育てる責任が、第一にその父母にあること（第18条）はうたわれていますが、この条約から、子どもの治療に要した費用を行政が看なければならぬと解釈することはできませんでした。</p> <p>なお、国が医療費助成に関する制度を創設していないのは、児童手当法が目的とする「児童の健全な育成」に病院で治療を受けることも含めているためであると考えられます。そのような中、自治体が独自に創設した乳幼児等の医療費助成制度は、児童手当法に含む医療に特化して自治体はその裁量の中で発展させてきた制度であり、乳幼児等をもつ保護者の権利を保障するために成立したものではないと考えます。</p> <p>最後に、乳幼児等に対する医療費助成制度は、これまでも、どこかに線を引きながら段階的に拡充されてきたものであり、市が独自に拡充してきた制度である以上、その線引きは、政策的判断に委ねられるところであり、児童手当法の所得制限が、同法に定める支給要件児童の父母の85%に支給されるよう設定されたものであったとしても、拡充過程における現段階での線引きとしては妥当であり、何ら問題はなく、現時点での市の乳幼児等医療費助成制度の到達点であると考えます。</p>		
苦情申立ての受付年月日	平成20年（2008年）	8月14日	要した日数
市の機関への調査年月日	平成20年（2008年）	8月18日	4日間
調査結果通知年月日	平成20年（2008年）	9月9日	26日間